第2期 鳴門市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

鳴門市

はじめに

平成 24 年 8 月「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすために、「子ども・子育て関連3法」が制定され、 平成 27 年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

本市では、平成 27 年度から令和元年度の5年間を計画期間とする「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の総合的な推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、我が国の少子化は今なお進行し続けており、 本市においても、未婚・晩婚化の進展などにより、出生数が



減少し、少子化が進行するとともに、核家族化の進行もうかがえ、合計特殊出生率においては、国及び徳島県が上昇傾向にあるのに対し、本市では平成25年から平成29年で低下している状況です。また、国の施策として、平成30年6月に成立した多様な働き方を選択できる社会の実現をめざす「働き方改革関連法」の順次施行や、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、子ども・子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子どもを安心して産み育てることのできる環境の整備が、より一層重要となっています。

こうした状況の中、現行計画が令和元年度末をもって終了することから、国の動向や地域の実情、市民のニーズを十分踏まえ、子育て環境のさらなる充実に向け、「第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

次代を担う子どもたちは鳴門市の希望であり、宝です。本市の豊かな自然の中で、子どもたちが家族や地域の人たちの温かい愛情に包まれながら健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを感じることができる、「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なると」の実現をめざし、子育て支援施策を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました鳴門市児童福祉審議会委員の皆様をはじめ、子ども・子育てに関するニーズ調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

鳴門市長 泉 理 彦

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
 計画策定の趣旨 計画の位置づけ 計画の期間 第定体制 	1
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
 1. 既存・統計データからみる状況	11 17
第3章 計画の基本的な考え方	32
1. 基本理念	32 33
第4章 施策の展開	36
 教育・保育環境の充実 健やかな育ちのための切れ目のない支援 すべての子どもと家庭への支援 まちぐるみの子育て支援 安全・安心な子育て環境づくり 	41 47 53
第5章 量の見込みと提供体制	62
 教育・保育の提供区域の設定 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 	62 65 68 82
第6章 計画の推進に向けて	84
1. 推進体制の充実 2. 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方 3. 計画の点検と評価	85 87
資料編	
1. 計画の策定経過	89 90